



『西宮左大臣集』の研究

森田，知之

(Degree)

博士（文学）

(Date of Degree)

2022-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8213号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008213>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

論文題目

『西宮左大臣集』の研究

氏 名：森田知之

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程文化構造専攻

指導教員氏名 (主) 樋口大祐 教授
(副) 梶尾文武 准教授
(副) 古市晃 教授

1. 問題の所在と研究の目的

『西宮左大臣集』は、源高明の家集である。高明は、延喜14年(914)、醍醐天皇の皇子として誕生(母は源唱の女、周子)。同20年(920)、臣籍降下し、延長7年(929)に元服。翌年、従四位上、承平2年(932)、正四位下に叙せられ、天慶2年(939)、参議となる。その後、天慶9年(946)、従三位に昇叙。翌天曆元年、権中納言、同2年、中納言に任ぜられ、天曆7年(953)、大納言となる。以後、天曆9年(955)、正三位、応和元年(961)、従二位に叙せられ、康保3年(966)、右大臣に昇任。翌年には、正二位・左大臣に至った。しかし、安和2年(969)、大宰権帥に左遷され、筑紫へ下向(いわゆる安和の変)。その後、天禄2年(971)に召還されて、翌年、帰京するも、廟堂には復帰せず、山城国葛野郡の別屋に閑居。天延2年(974)、封三百戸を賜わった後、天元5年(982)、69歳で薨じた。家集の成立年次は詳らかでないが、先行研究によると、高明の没した天元5年(982)以降に編纂されたという。成立の上限は、奥書に「本ニ云ハク治承三年七月二日書写シ了ヌ校シ了ヌ」とあることから、治承3年(1179)と見て差し支えない。つまるところ、『西宮左大臣集』は、高明の薨去した天元5年(982)から、奥書に見える治承3年(1179)までの197年間に編まれたこととなるが、これではあまりにも漠然としており、一考の余地がある。

『西宮左大臣集』の成立について考える際、問題となるのは、源高明の歌人評価である。和歌史上、高明が歌よみとして一定の評価を得ていたことは、『後拾遺和歌集』以下の勅撰和歌集に23首入集していることから明らかであろう。尤も、高明は、『後撰和歌集』の編まれる村上朝(946―967年)の歌人であったはずだが、如何なるわけか同集に入集していない。同世代の貴顕、たとえば、藤原実頼(900―970年)や藤原師輔(908―960年)が、いずれも『後撰和歌集』・『拾遺和歌集』入集者であるのに対し、『後拾遺和歌集』初出の高明は、いささか立ち後れている。言い換えると、高明は、『後撰和歌集』・『拾遺和歌集』時代、歌よみとしてあまり評価されていなかったこととなるけれども、そのような高明の家集が、いつ、いかにして編纂されたのか、検討する必要がある。

また、歌人評価について考える際、問題となるのが、『後拾遺和歌集』における高明の位置づけである。同集には、藤原公任(966―1041年)や和泉式部、赤染衛門といった、一条朝(986―1011年)を代表する歌人が群をなしている。そのなかで、村上朝の、いわゆる貴顕である高明は、如何なる扱いを受けているのか。先学の指摘によると、『後拾遺和歌集』では高明の歌に対する特別の配慮がなされているとのことであるが、たして、他の歌人との間に待遇の差が見られるかどうか、一考すべきであろう。

そして、『後拾遺和歌集』における扱いを考える際、問題となるのが、『源氏物語』の主人公・光源氏と高明との関係である。先行研究によると、高明は『後拾遺和歌集』のなかで色好みの歌人に仕立てられており、それは『源氏物語』の主人公・光源氏と重ね合わされたことによるというが、そもそも両者が如何なる点で共通性を有しているのか、先ずいで検討する必要がある。

本論文の目的は、以上の問題について考察し、『西宮左大臣集』の成立事情を一端なりとも解き明かすことである。

2. 論文の構成と各章の概略

本論文は、以下の如く構成されている。

論考篇

- 序 章 研究の課題と目的
- 第1章『西宮左大臣集』成立考——源高明の歌人評価と絡めて——
- 第2章『後拾遺和歌集』と源高明
- 第3章『源氏物語』と源高明——光源氏ならざる皇子——
- 終 章 結論と課題
- 初出一覧

資料篇

- 第1章『西宮左大臣集』校本
- 第2章 源高明年譜
- 初出一覧

論考篇序章では、研究の課題及び研究の目的を記した。第1章『西宮左大臣集』成立考——源高明の歌人評価と絡めて——は、源高明の歌よみとしての評価に焦点を当て、『西宮左大臣集』の成立時期を考察したものである。第2章『後拾遺和歌集』と源高明では、歌人評価を分析するための一助とすべく、『後拾遺和歌集』における源高明の位置づけを論じた。第3章『源氏物語』と源高明——光源氏ならざる皇子——は、『後拾遺和歌集』における源高明の扱いを考えるための足がかりとして、『源氏物語』の主人公・光源氏と高明との関係について検討を加えたものである。終章では、各章の結論と今後の課題を記した。

資料篇第1章は、『西宮左大臣集』の校本である。宮内庁書陵部蔵本（501—67）を底本とし、26種の伝本を以て校合した。第2章は、源高明の69年に及ぶ生涯を俯瞰すべく作成した年譜であり、末尾に系図を付した。

3. 結論

論考篇第1章『西宮左大臣集』成立考——源高明の歌人評価と絡めて——は、源高明の歌人評価に着目し、家集の成立時期について論じたものである。高明（914—982年）は、『後撰和歌集』の編まれる村上朝（926—967年）の歌人であったはずだが、如何なるわけか同集に入集していない。同世代の貴顕、具体的には、藤原実頼（900—970年）や藤原師輔（908—960年）、藤原朝忠（910—967年）が、いずれも『後撰和歌集』・『拾遺和歌集』入集者であるのに対し、『後拾遺和歌集』初出の高明はいささか立ち遅れている。換言すると、高明は、『後拾遺和歌集』の編まれる11世紀の後半に、歌よみとしての評価を得たこととなろう。また、『西宮左大臣集』の成立が、高明の没後であることを考慮に入れると、家集の編纂と勅撰和歌集入集とは、まったく無関係であったとは考え難い。すなわち、高明の歌人評価が上昇する11世紀の後半に、『西宮左大臣集』の編纂が企図されたこととなる。

論考篇第2章『後拾遺和歌集』と源高明は、『後拾遺和歌集』における源高明の位置づけを考察したものである。『後拾遺和歌集』には、女房歌人（和泉式部・相模・赤染衛門等）、受領層歌人（源道濟・藤原長能・藤原範永等）、僧侶歌人（能因・道命・良暹等）、そして、『後撰和歌集』時代の専門歌人（大中臣能宣・清原元輔・平兼盛等）の歌が多数収められている。高明の作も10首採録されているが、右に挙げた者の入集歌数には遠く及ばない。ただ、異母兄弟の兼明親王（914—978年、1首）や、近い世代の貴顕、たとえば、藤原兼通（925—977年、1首）や藤原兼家（929—990年、4首）の歌数を凌駕している。つまるところ、高明は、同世代の専門歌人（能宣・元輔・兼盛等）には敵わないものの、いわゆる頭貴歌人のなかで、『後撰和歌集』時代の代表的存在として扱われていることとなる。

論考篇第3章『源氏物語』と源高明——光源氏ならざる皇子——は、『源氏物語』の主人公・光源氏と源高明との関係について検討を加えたものである。光源氏と高明との関係は、更衣腹・一世源氏という点で担保されているものの、実際のところ、両者の経歴・事跡には大きな差が見られる。高明は、娘婿・為平親王（村上天皇の第4皇子）の立太子問題に端を発する、いわゆる安和の変（969年）によって大宰権帥に左遷され、帰京後の政界復帰もままならなかったが、光源氏は、須磨・明石での流謫の日々を終え、廟堂に振り返った後、後宮政策を結実させて、賜姓源氏でありながら東宮（今上帝の第1皇子、母は明石姫君）の外祖父となっている。ただ、仮に為平親王が登極し、高明女との間に皇子が誕生すれば、高明もまた光源氏と同じ道を歩み得たに相違ない。高明は、更衣腹の一世源氏で、光源氏同様、天皇・東宮の外戚となる可能性を有しながらも、それがかなわなかった、「光源氏」ならざる皇子なのである。

4. 課題

第1章で、『西宮左大臣集』の成立が11世紀の後半であることを指摘したものの、編纂の経緯については論ずることができなかった。また、源高明の歌人評価が、なにゆえに『後拾遺和歌集』時代に至って上昇したかという点も十分考察できていない。第1章のおわりで述べたように、高明の子孫（俊賢・隆国・俊明等）の動向に着目し、「醍醐源氏高明流の台頭」「源高明の復権」という観点から、以上の問題を追究したい。

また、『後拾遺和歌集』における高明の扱いについても一考を要する。第3章で、『源氏物語』の主人公・光源氏と高明との関係について考察したものの、『後拾遺和歌集』の成立した11世紀の後半に、高明と光源氏とを重ね合わせる見方がなされていたか、確認できていない。『源氏物語』の受容」という観点から、引き続き検討を加える必要があろう。

そして、『西宮左大臣集』の伝本・本文にも目を配る必要がある。同集には、20数種の写本が伝わっており、それらは、先学の指摘によると、治承3年（1179）及び建長5年（1253）の奥書をもつ1系統のみであるという。ただ、徳川時代を遡る古写本のないこともあり、現状では、伝本・本文に関する調査・分析があまりなされていない。今後は、資料篇第1章『西宮左大臣集』校本の成果をもとに、伝本・本文について研究を進めていきたい。

論文審査の結果の要旨

氏 名	森田 知之
論 文 題 目	『西宮左大臣集』の研究
要 旨	
本論文は、『源氏物語』の主人公、光源氏のモデルの一人と目されてきた、醍醐源氏・源高明（914～982）の私家集『西宮左大臣集』に関わる成立事情等の諸問題について、その解明を志した論考である。 本論は論考篇（序章、第1～3章、終章）および資料篇（第1～2章）から構成されている。論考篇第1章『『西宮左大臣集』成立考―源高明の歌人評価と絡めて―』は、高明の歌人評価の変遷に注目し、家集の成立時期について論じている。高明は二番目の勅撰和歌集である『後撰和歌集』の編まれた村上朝（946～967）の人物であるが、同集には入集していない。同世代の上級貴族である藤原実頼、同師輔、同朝忠がいずれも『後撰和歌集』『拾遺和歌集』に入集しているのに対して、高明は四番目の勅撰和歌集『後拾遺和歌集』に至って初めて入集している。つまり、高明は『後拾遺和歌集』が編まれた11世紀後半に、没後100年近く経ってからようやく歌人としての高い評価を得たことになる。また、一般に私家集の成立と、勅撰和歌集への入集はまったく無関係であったとは考え難く、『西宮左大臣集』の編集もまた、『後拾遺和歌集』の成立前夜の頃であったと考えることができる。以上が第1章の結論であるが、その論証の過程で、筆者は『後撰和歌集』にも高明の和歌が入集しており、後に削除されたのではないかとする先行研究を、実証的な手続きを踏んで検証し、否定的な結論を得ている。 第2章『『後拾遺和歌集』と源高明』では、『後拾遺和歌集』における高明の歌人評価の内実を考察している。同集には、女房歌人（和泉式部、相模、赤染衛門等）、受領層歌人（源道済、藤原長能、藤原範永等）、僧侶歌人（能因、道命、良暹等）、そして『後撰和歌集』時代の専門歌人（大中臣能宣、清原元輔、平兼盛等）の歌が多く入集しており、高明の入集歌数は10首（しかもそのうち半数は『西宮左大臣集』には見えず、『和泉式部集』に見える歌である）を凌駕していることを指摘する。そして、高明は同時代の専門歌人には遠く及ばないものの、いわゆる顕貴歌人の中では、『後撰和歌集』時代の代表的存在として扱われていると位置付けている。 第3章『『源氏物語』と源高明―光源氏ならざる皇子―』では、『源氏物語』の主人公・光源氏と源高明との共通点と差異について検討を加えている。両者の共通性は、更衣腹の一世源氏という点で担保されているものの、成人後の両者の経歴・事績には大きな差が見られる。高明は娘婿・為平親王の立太子問題に端を発する安和の変（969年）によって大宰権帥に左遷され、帰京後の政界復帰は実現しなかったが、光源氏は須磨・明石の流謫の日々を終えて廟堂に返り咲き、後宮政策を結実させ、賜姓源氏でありながら東宮の外祖父となっている。ただ、為平親王が即位し、高明女とのあいだに皇子が誕生していれば、彼もまた光源氏と同じ道をたどりえた可能性はある。その意味で、高明は光源氏に近い条件を有しながらも、天皇・東宮の外戚となることの叶わなかった、「光源氏」ならざる皇子であった、と位置付けている。 なお、資料篇では、『西宮左大臣集』の諸本の異同を精査し、校本を作成する試みであり、最後に詳細な年表を付している。	
主査記載氏名	樋口 大祐

以上が本論文の概要であるが、幾つかの長所と不充分な点が存在すると思われる。

まず、長所は、書誌的な丹念な調査を遂行する能力があげられる。それがもっとも大きく発揮されたのは、第1章で、諸本の書誌的調査を通して、高明の和歌が『後撰和歌集』にも入集していた可能性を主張する先行研究を批判した箇所であろう。また、資料篇における地味ながら粘り強い異同状況の調査も、少なくとも『西宮左大臣集』に関する限り、前人未踏の業績とことができる（残念ながら、コロナ禍の影響で、幾つかの資料を実見できない状況が続いているため、調査結果から同歌集の成立過程や諸本系統図を作成するには至っていないが、将来的には充分期待できる）。それらの実証的な作業の積み重ねを通して、将来的には源高明の評伝を執筆するだけの知見を蓄えることは充分に可能であると考えることが出来る。

他方、不充分な点としては、『西宮左大臣集』の成立過程を考えるうえで避けて通れない、『後拾遺和歌集』が編まれた白河天皇統治期の政治文化の諸相に関する考察にまだ手がついていない状況であることが挙げられる。また、『後拾遺和歌集』に入集している高明の和歌とされるものの過半が、実は『和泉式部集』にも見られるものである事実に関する探求も行われていない。和泉式部は『後拾遺和歌集』に69首入集している、最大の『後拾遺和歌集』歌人であるが、同一の和歌の作者として高明と和泉式部の両説が併存する状況は、『和泉式部集』の成立過程をも問い直す必要性を感じさせる状況である。また、『後拾遺和歌集』の編纂が決まったのが、藤原頼通や同彰子の死の翌年（1075年）であったこと、編纂を命じられたのが小野宮流の若い藤原通俊であったこと、白河院周辺で高明の子孫が拔擢されていること等に関する考察もこれからである。

以上、今後の課題も少なくないが、光源氏のモデルの一人とされる人物について多方面から加えることは、日本古典文学の地下水脈をくみ上げるに似た、豊穣な成果が期待できる研究テーマであり、当該博士論文は確実に、その一歩を進めることに成功しているといえることができる。

本審査委員会は、以上の点から、全員一致で、論文提出者森田知之が博士（文学）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

審査委員

区 分	職 名	氏 名	区 分	職 名	氏 名
主 査	教授	樋口 大祐	副 査	教授	古市 晃
副 査	准教授	梶尾 文武	副 査	（専任）助教	有澤 知世
副 査	名誉教授	福長 進			